



人をつなぎ、新しい動きを創る情報マガジン

ねっとWORK



2018.Aug.
Vol.29

さじなめて 童たのしも 夏氷

今月の特集



今月の特集 年金事務所の総合調査

年金事務所では、定期的に事業所が行っている社会保険手続きの内容について適正な処理が行われているかどうか、調査を行っています。調査は目的により、総合調査・事故調査・特別調査・定時決定調査に区分されていますが、今回は多くの事業所で対象となることが多いと思われる、『総合調査』について確認しておきましょう。

情報BOX

情報BOX 36協定の様式が変更になります！

この度の働き方改革関連法案の制定に伴い、来年度から時間外・休日労働に関する協定書（通称36協定）の書式が変更になる予定です。その様式は以下の通り。今後順次告知されていくと思いますが、速報としてご紹介します。

エキスパートコラム



エキスパートコラム 人事評価が偏っていませんか？

皆さんは色々な場面で何らかの人事評価をする、あるいは受けている立場にあるのではないのでしょうか。適正な評価を行うには注意しなければならないことがあります。今回は評価する際のポイントをご紹介します。

人事評価が偏っていませんか？

MRパートナーズNOW MRパートナーズの夏休み



みなさまは、どんな夏休みをお過ごしですか？私たちは仕事の合間を縫って、サッカー観戦をしてきました。弊社代表がファンである地元FC東京の応援です。残念ながら試合は負けちゃいましたが、初サッカー観戦はとても面白かったです。

今月の特集

年金事務所の総合調査

日本年金機構本部

年金事務所では定期的に、事業所が行っている社会保険手続きの内容について、正な処理が行われているかどうか、調査を行っています。調査は目的により、総合調査・事故調査・特別調査・定時決定調査に区分されていますが、今回は、多くの事業所で対象となることが多いと思われる、総合調査について確認しておきましょう。

1. 総合調査の目的

総合調査は、被保険者の資格の取得、喪失および報酬等の届出状況、被扶養者の認定および保険料控除について、確認等を総合的に行うものとなっています。主な調査事項とその着眼点は以下のです。

- ① **資格取得の適否**
 - ✓ 資格取得届出漏れはないか
 - ✓ 資格取得年月日が雇入年月日と相違していないか
 - ✓ 二以上に事業に使用される者について、届出をしているか
- ② **資格喪失の適否**
 - ✓ 資格喪失年月日は適正に届けられているか
 - ✓ 健康保険被保険者証の回収不能の場合の処理は適切か
- ③ **被保険者区分の適否（特定適用事業所のみ）**
 - ✓ 被保険者区分に係る届出は適正か
 - ✓ 被保険者区分変更年月日は雇用契約書等と相違していないか
- ④ **標準報酬等の適否**
 - ✓ 報酬の届出は適正か
 - ✓ 報酬月額変更届は適正に行われているか
- ⑤ **被扶養者認定の適否**
 - ✓ 同一世帯の要件を必要とする者については、その要件を満たしているか
 - ✓ 収入があり被扶養者に該当しない者が含まれていないか
 - ✓ 2人以上の被保険者が1人の家族等を同時に被扶養者に行っていることはないか
- ⑥ **その他**
 - ✓ 事業の種類は適正か
 - ✓ 特定適用事業所に該当しないか

2. 指導事項

1のような項目にあわせて、「確認通知書または決定通知書に記載されている事項を被保険者に通知すること」など、いくつかの指導事項が設けられています。会社は、被保険者の資格取得手続きや喪失手続きをしたとき、定時決定（算定基礎）や随時改定（月額変更）で標準報酬月額の決定または改定をしたときなどに、その内容を速やかに被保険者または被保険者であった人に通知することとなっています。実態としてこの通知が行われていないケースも散見されますので、必ず対応するようにしましょう。

総合調査は、年金事務所内で年間調査計画が立てられ、全事業所に対し定期的実施されています。指摘事項が発生すると、遡及して保険料を徴収されたりします。日頃からの手続きを適正に行っていれば問題はありません。調査で指摘されないためにも、弊社をご活用ください。

情報BOX

36協定の様式が変更になります！

この度の働き方改革関連法案の制定に伴い、来年度から時間外・休日労働に関する協定書（通称36協定）の書式が変更になる模様です。その様式は以下の通り。今後順次告知されていくと思いますが、速報としてご紹介します。

時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。のチェックボックスがポイントですね！



文：市来 貴
（社会保険労務士・中小企業診断士）

エキスパートコラム

人事評価が偏っていませんか？

皆さんは色々な場面で何らかの人事評価をしている、あるいは受けている立場にあるのではないのでしょうか。適正な評価を行うためには注意しなければならないことがあります。今回は評価する際のポイントをご紹介します。

【評価する際のポイント】

①評価基準を「あらかじめ」明示する

当たり前には聞こえますが、意外と上司と部下のコンセンサスが取れていない場合が多く見受けられます。特に人事制度や目標管理制度を採用していないケースでは、上司の評価と部下の自己評価が食い違うことが往々にしてあります。必ず期初やプロジェクト着手前に評価基準をすり合わせる必要があります。

②評価に予断をもたない

異動や配置換えで新しく部下が配属される場合に気をつける必要があります。以前に所属していた部署の元上司や同僚からの評判、過去の評価資料などが上がってくる場合がありますが、あくまでそれは他部署の他人の評価であり、現在の部署、上司の評価ではありません。そういった事はあくまで参考に留め、自分自身の目で確認し、コミュニケーションを図っていく中で評価を積み上げていく必要があります。

③印象で評価をしない

評価者としての知識や訓練が不足していると陥りがちな評価です。上司といえども人間ですから、自分の好みや価値観が反映されてしまうのはある程度は仕方ないと言えます。しかし、上司の印象だけで評価をしてしまうと、評価基準に関係のない基準で評価をしてしまうこととなります。そうすると公平公正性や納得性が得られなくなってしまいます。

以上のように、事前に評価基準を上司、部下でコンセンサスを取り、評価は自分の目で、印象ではなく事実と結果に基づいてなるべく客観的に評価をすることが重要です。

評価とは、賃金や賞与を決めるためだけにあるのではなく、その人の業務スキルや業務に対する姿勢、それをベースにした組織貢献の度合いを評価し、その人をどういった点で成長させるべきかを検討する指針となるものです。従って評価の後に来るのは、教育・育成といった観点になります。評価を行う際にはそういった観点を思い出し、部下がどうなりたいのか、あるいは部下をどう育成したいのかを念頭に、客観的な事実に基づいた評価を心がけてみてください。

MRパートナーズ NOW

MRパートナーズの夏休み



みなさまは、どんな夏休みをお過ごしですか？私たちは仕事の合間を縫って、サッカー観戦をしてきました。弊社代表がファンである地元FC東京の応援です。残念ながら試合は負けちゃいましたが、初サッカー観戦はとて面白かったです。ビール片手に良い夕涼みとなりました。

お仕事備忘録（8月）

1. 随時改定の反映（4月昇給の場合）

4月昇給に伴う随時改定（月額変更届）により、7月から新たに改定された社会保険料を翌月控除する場合、8月給与から控除することになります。

2. 賞与所得税の納付

7月に賞与を支給した事業所は、今月の源泉徴収所得税の納付の際に賞与分も忘れずに納付しましょう。

3. 熱中症対策

暑さのピークを迎えるこの時期は、引き続き熱中症対策が重要です。具体的な対策は厚生労働省などが発行しているリーフレット（右図参照）を参考にしてください。

熱中症予防のために

暑さを避ける

<ul style="list-style-type: none"> 室内では・・・ 扇風機やエアコンで室温を調節 遮光カーテン、すだれ、打ち水を利用 空気をこまめに換気 WBGT値も参考に 	<ul style="list-style-type: none"> 外出時には・・・ 日傘や帽子の着用 日陰の利用、こまめな休憩 実況のよい日は、日中の外出をできるだけ控える
--	--

からだの暑熱を避けるために

- 適気性のよい、吸湿性・透気性のある衣類を着用する
- 保冷剤、氷、冷たいタオルなどで、からだを冷やす

※WBGT値：気温、湿度、放射熱（直射）を合わせた暑さの指標。暑熱指数の目安として、暑熱対策が求められます。厚生労働省のホームページ（熱中症予防情報サイト）に、詳細図と対策図が掲載されています。

こまめに水分を補給する

室内でも、外出時でも、のどの渇きを感じなくても、こまめに水分・塩分、経口補水液などを補給する

※水分と塩分のバランスが大切です。



熱中症が疑われる人を見かけたら

涼しい場所へ

エアコンが効いている室内や風通しのよい日陰など、涼しい場所へ避難させる

からだを冷やす

衣服をゆるめ、からだを冷やす

（特に、首の回り、脇の下、足の付け根など）

水分補給

水分・塩分、経口補水液などを補給する

※水分と塩分のバランスが大切です。

自力で水が飲めない、意識がない場合は、すぐに救急車を呼びましょう！



編集後記♪

7月度MIPは、MR一のジェントルマン、谷津和彦さんが受賞しました。

【受賞理由】

お客様に対する紳士的な対応が、評判となっていることが評価されました。おめでございます！

